

事務連絡
令和4年3月10日

各施設管理者 様

福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課長
高齢社会部事業者指導課長
障がい者部障がい福祉課長
課長（新型コロナウイルス感染症対策担当）

医療・介護施設等従事者で濃厚接触者となった方の待機期間を短縮するための検査について

皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に日々御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡（令和4年1月7日付け（令和4年2月18日付け一部改正））「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」により、スクリーニング検査で使用している抗原簡易キットを濃厚接触者となった医療・介護施設等従事者の待機期間を短縮するための検査にも使用できることとなりました。

つきましては、下記のとおり本市の対応をお知らせいたします。

記

1 検査について（本市の対応）

以下の要件に該当する場合、スクリーニング検査で使用している抗原簡易キットを濃厚接触者となった医療・介護施設等従事者の待機期間を短縮するための検査に使用できます。

<要件>

- (1) 濃厚接触者となった従事者の従事が事業の継続に必要であること。
- (2) 検査時に無症状であること。
※検査は4日目及び5日目(陽性者と最終接触があった日を0日(最終曝露日)として翌日から4日目及び5日目)の抗原簡易キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。
- (3) 事業者が検査結果を必ず確認すること。
- (4) 待機解除後に業務に従事する際は、事業者において感染対策を徹底すること。また、当該従事者に対し、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。検温などの自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用、会食等を避け、マスク着用等の感染対策を徹底すること。

裏面あり

2 検査実施後の報告

濃厚接触者の待機期間を短縮するための検査で使った場合も、
結果報告フォームへご入力をお願いします。
※右の二次元コードからフォームにアクセスできます。



<https://forms.gle/J49a77hmCrgdkK6CA>

※検査により陽性が確認された場合には、医療機関の受診を促してください。

3 抗原簡易キットの申込み

抗原簡易キットの申込みは、申込専用フォームから行ってください。
※右の二次元コードからフォームにアクセスできます。



<https://forms.gle/GUaTPRg2VF8R2Dwq8>

【お問合せ先】

株式会社ムトウ（受託事業者）

TEL 092-631-0047

（受付時間：平日 9：00～17：00）